

社会福祉法人 多角化・多機能化の あたらしい「力タチ」

門真市立こども発達支援センター共同事業体
(構成法人)

社会福祉法人治栄会
法人事務局長 濑崎健二

実践報告のあらまし

共同事業体設立のプロセス

- ・「アイデア」と「きっかけ」

指定管理開始までのアプローチ

- ・開設準備室の活動と共同事業体協定書

共同事業体設立「アイデア」と「きっかけ」

初期のアプローチ

2022年（令和4年）

1月14～15日 府外の社会福祉法人へ施設見学

- 他府県や他事例の実践調査（前例の確認）

5月4日 こども発達支援センター現地見学

- 現場実態調査（センターの中核機能、多機能など実態確認）

6月20日～7月4日 応募要項配布

- 市が示す業務を確認 ▶ 多業務、多職種等が求められる
→ 1法人での応募断念も検討

7月13日 現地説明会

- 他に応募を希望する法人が多数参加（うち晋栄福祉会も参加）

7月14日 共同事業体での応募を協議

- 応募に向けたあり方を検討



共同事業体準備開始！

共同事業体設立 「アイデア」と「きっかけ」

晋栄福祉会（代表法人）

【設立】昭和54年（1979年）
【本部】大阪府門真市
【事業】介護保険事業、保育園事業
（大阪府・奈良県・兵庫県）
【規模】職員約1700名
事業活動収入 約96億円

治栄会（構成法人）

【設立】昭和54年（1979年）
【本部】大阪府大阪市
【事業】障がい福祉事業・介護保険事業
保育園事業（大阪府）
【規模】職員約220名
事業活動収入 約15億円

愛光会（構成法人）

【設立】平成14年（2002年）
【本部】大阪府八尾市
【事業】障がい福祉事業（大阪府）
【規模】職員約100名
事業活動収入 約6億円

地元での長年の実績
大規模法人の運営ノウハウ

門真市内で障がい者施設運営
長年の障がい施設運営ノウハウ

障がい者入所施設の運営実績
障がい福祉事業所運営ノウハウ

それぞれの法人の強みを集結

運営内容「専門性強化」／法人運営「多角化・多機能性向上」

共同事業体設立「アイデア」と「きっかけ」

実践アプローチ

2022年（令和4年）

8月8日 応募に向けたキックオフミーティング開催

- 応募に向け担当者の役割分担／市との事前協議

8月26日 公募書類提出

9月27日 選考委員会一次審査

- 3事業所からの応募 ▶ うち2事業所が落選（書類不備）
- 審査内容は事業計画と財務状況を中心に採点 ▶ 共同事業体としてプレゼンテーション

11月1日 選考委員会二次審査

- プrezentationと質疑応答により審査

12月上旬 指定管理者の採択

- 門真市議会で採択



共同事業体開設準備室 活動開始！

指定管理開始までのアプローチ 「開設準備室の活動」

開設までのロードマップ

2023年（令和5年）

1月中旬

共同事業体結成、開設準備室の活動準備開始

- 共同事業体定例会議、門真市担当課との定例会議を中心とした企画調整
- 共同事業体の基本となる「基本協定」締結に向けた調整

4月1日

共同事業体協定書締結（別表1参照）

- ヒト（採用）・モノ（物品購入等）・力ネ（開設準備費用）・行政（申請・定款）に課題整理（別表2参照）

10月1日

引継業務開始

- 職員（代表法人所属）1名をセンターに常駐
- 採用予定者を非常勤職員として臨時雇用（1～2週間程度）し、現地研修を隨時実施

2024年（令和6年）

3月末

引っ越し、物品搬入

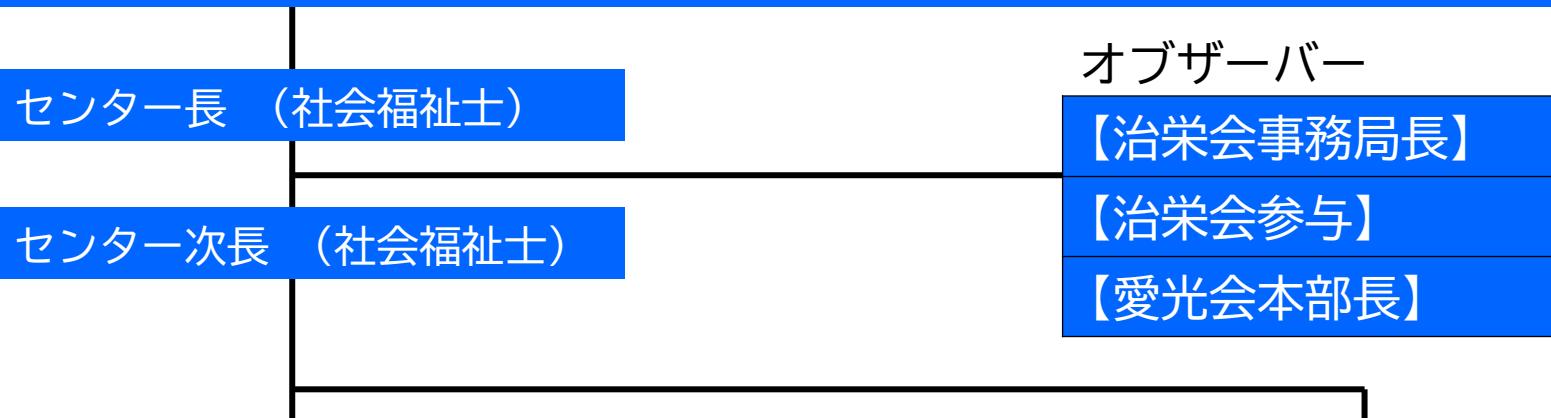
- 春休み期間を利用し、3日間で物品の搬入等を行う。

4月1日

指定管理運営開始（4/3～児童受入れ開始）

共同事業体 組織図

共同事業体（運営会議 年2回）：社会福祉法人 晋栄福祉会 / 社会福祉法人 治栄会 / 社会福祉法人 愛光会



【通園グループ】
児発管、看護師・児童指導員・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・嘱託医師・事務員

【地域支援グループ】
児発管、看護師・保育士・公認心理師等・相談支援員・計画相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・事務員

	損益分担	法人の役割
代表法人	70%	○組織運営 ○経費及び損益、財産及び資金管理 ○指定管理業務に必要な事項を協議
構成法人①	20%	○組織運営の補助
構成法人②	10%	○職員の出向

まとめ

晋栄福祉会

治栄会

愛光会



各法人の
ストレングスを活かす
(New challenge)

共同事業体

「専門性・多機能性強化」
「多角化した法人運営」
「地域貢献」「人材育成」

社会福祉法人 多角化・多機能化の あたらしい「カタチ」

ご清聴ありがとうございました

指定管理開始までのアプローチ 「共同事業体協定書」（別表1）

共同事業体協定書（概要）

○代表法人と構成法人の設定

- 代表法人 「社会福祉法人晋栄福祉会」
- 構成法人 「社会福祉法人治栄会」「社会福祉法人愛光会」

○運営会議の設置

- 運営会議の設置 委員長：晋栄福祉会
- 組織運営や経費及び損益、財産及び資金管理、指定管理業務に必要な事項を協議

○規程の準用

- 代表法人の業務管理規程等を準用
- 別口座を作成のうえ代表法人が取引管理する

○損益の分担比率

- （代表法人）晋栄福祉会 **70%** （構成法人）治栄会 **20%** 愛光会 **10%**

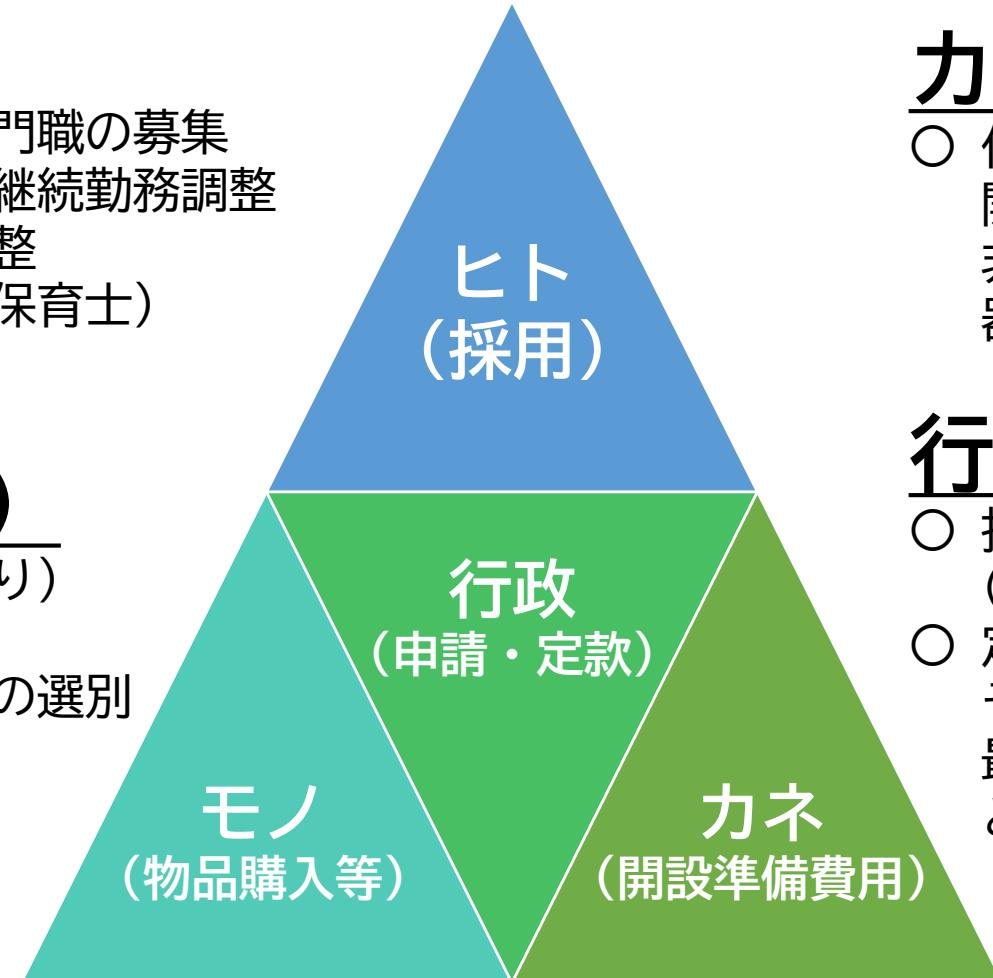
指定管理開始までのアプローチ 「開設準備室の活動」（別表2）

ヒト（採用）

- 職員配置案に基づいた各種専門職の募集
- 現職（非常勤・嘱託職員）の継続勤務調整
- 構成法人からの出向職員の調整
治栄会：5名（相談支援員、保育士）
愛光園：1名（事務員）

モノ（物品購入等）

- 車両購入の検討（結局は見送り）
- 備品選定
無償譲渡備品と新規購入備品の選別
購入備品の相見積もり等
(厨房備品・事務所器具什器
・PC・ソフト等)



力ネ（開設準備費用）

- 代表法人がすべて立替払い対応
開設準備室人件費
非常勤職員費用（研修時）
器具什器購入費用等

行政（申請・定款）

- 指定申請は治栄会と愛光会が担当
(公営施設の変更申請)
- 定款変更
それぞれの法人所轄庁との調整
最終的に「共同事業体の運営」という文言を定款に追加